

○富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付要綱

平成27年 3月30日

訓令甲第7号

改正 平成28年 3月29日訓令甲第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自然エネルギー活用を積極的に支援することにより、地球規模での環境保全やエネルギーの安定供給の確保を図り、もって地域での森林資源活用とエネルギーの地産地消を推進するため、木質ペレットストーブの設置者に対して、その購入費及び設置費の一部を補助することとし、その交付に関しては、富士吉田市補助金等交付規則（平成4年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 木質ペレットストーブ 木質ペレット（間伐材、端材等の木材を粉碎したものを円筒状に固めたもの）を燃料として使用する暖房器具（以下「ストーブ」という。）をいう。
- (2) 事務所等 市内の店舗、事務所その他事業と密接な関係があると市長が認めた建築物をいう。

(平28訓令甲25・一部改正)

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人にあっては、市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅又は自ら使用する事務所等に新たにストーブ（中古品を除く。以下同じ。）を固定して設置した者（法人にあっては、事務所等に新たにストーブを固定して設置した者）
- (2) 本人及び同一世帯員が市税等（市県民税、法人市民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税並びに介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。以下同じ。）を滞納していない者（法人にあっては、富士吉田市の納税義務を有し、かつ市税等を滞納していない者）

- (3) ストープの設置完了日から3月以内に補助金の申請を行う者
- (4) ストープの使用において、法令等を遵守し、煙等が近隣の迷惑とならないよう配慮する者

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱の規定により補助金の交付を受けた者が、新たに対象ストーブを設置した場合には、この要綱による補助金の交付を受けることはできない。

(平28訓令甲25・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ストーブ1基分の購入及び設置に要する経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とし、20万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 購入及び設置に要する経費の明細を示す書類及び領収書の写し
- (2) 保証書又は納品書の写し
- (3) 対象機器の設置前及び設置後の状態を示す写真
- (4) 対象機器の設置場所の案内図
- (5) 市税納付済証明書(法人にあっては市税納付済証明書及び所在証明)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1世帯若しくは1法人につき1基のみの申請とする。

(平28訓令甲25・一部改正)

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付額を決定し、富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付額決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助金の返還)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し

て、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(協力)

第8条 市長は、当該補助金を受けてストーブを設置した者に対し、必要に応じてデータの提供及びアンケートへの協力を求めることができる。

2 前項の場合において、補助金の交付を受けストーブを設置した者は、これに応じなければならない。

(現地調査)

第9条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令甲第25号)

(施行期日)

1 この訓令甲は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付要綱の規定は、この訓令甲の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金の交付について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

富士吉田市長 様

(申請者)

住 所 富士吉田市

氏 名

印

電 話

富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付申請書

富士吉田市木質ペレットストーブの設置について補助金の交付を受けたいので、富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 設置する場所 富士吉田市
- 2 設置する対象機器 メーカー名 型番
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 事業費の内訳

| 購入費と設置費総額 | 市の補助金額 | その他補助金額 |
|-----------|--------|---------|
| 円 | 円 | 円 |

※税込

- 5 対象機器の設置年月日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 購入及び設置に要する経費の明細を示す書類及び領収書の写し
 - (2) 保証書又は納品書の写し
 - (3) 対象機器の設置前及び設置後の状態を示す写真
 - (4) 対象機器の設置場所の案内図
 - (5) 市税納付済証明書（法人にあつては市税納付済証明書及び所在証明）
 - (6) その他市長が必要と認める書類

富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付請求書

上記、交付決定された場合は、下記口座への振込を請求いたします。

記

1 補助金の振込先

| 金融機関名 | 支店名 | 口座番号 | 口座名義 |
|-------|-----|---------|--------|
| | | (普通・当座) | (ふりがな) |

*印は記入しないでください。

| | | | | |
|-------|---|-------|------|---|
| 受付年月日 | * | 年 月 日 | 受付番号 | * |
|-------|---|-------|------|---|

様式第2号（第6条関係）

富士吉田市指令第 号

年 月 日

様

富士吉田市長

富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付額決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金については、富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の額 _____ 円

2 補助金の交付条件

不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

データの提供の要求に対して、これに応じなければならない。

木質ペレットストーブ使用において、煙等が近隣の迷惑とならないよう配慮しなければならない。

様式第1号（第5条関係）

（平28訓令甲25・全改）

様式第2号（第6条関係）